

【ボッチャ】

△男女混合・年齢区分なし

			区分番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1	多肢切断 【解説】3肢以上を切断し、義足等を使用して立位で競技する者 両下肢完全 【解説】両下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者 両上肢不完全および両下肢不完全 【解説】不完全とは3大関節（上肢は肩・肘・手関節、下肢は股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害がある者	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		△
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		△
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		△
			5	多肢切断 【解説】3肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用 【解説】四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢駆動による車いす使用者		△
			7	けって移動 【解説】両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用 【解説】片側の upper 肢と下肢で車いすを操作する者		△
			9	その他走不能 【解説】杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	△	
	4		10	電動車いす常用 【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		△

※座位とは、車いすおよび椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプを使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

【バレーボール（精神障害）】

男女混合とする。